

もあるので、労働組合に相談してみてもと勧めた。

ほどなく組合に加入したRさんは、2006年1月中旬、会社と交渉を持った。その場で労災、雇用、社会保険等に加入していないことが判明したので、労組のスタッフと一緒に、直接、江戸川労働基準監督署の労災課に出向き、労災の申請の手続を行った。

調査が開始され、2月半ば、江戸川労基署での負傷経緯の本人聴取が行われたが、これが新たな問題のはじまりだった。

署に向向いたRさんは、担当職員から、

「あなたのようなケースの場合、おおむね3か月までで労災保険を終わります。Rさんも今月いっぱいでおしまいです」、「こうして（Rさんと）1時間ほど話をしているけれど、表情も痛そうに見えませんし、腰はもう大丈夫でしょう」。

などと言われた。Rさんは、「私はまだ腰が痛いし、足にも痺れがあります」と訴えたが、職員は、「船堀駅から一人でここ（労基署）まで歩いてこられるということは大丈夫だという証拠ですよ」とどと言って、痛みを訴えるRさんのことばを、勝手に解釈で退けてしまうのだった。

聴取から1週間後、Rさんは、江戸川署から「休業補償の給付範囲は2月13日まで、療養補償の給付は2月28日までで打ち切る予定」との電話を受けた。「ところで、業務上と認められたのですか?」と訊ねると、「今日の段階では労災自体まだ認めていません」と

いった応えだった。労災の業務上外すらまだ決定もされていないのに、なぜ保険終了の宣告を受け入れろといわれるのか、Rさんはまったく納得できなかった。

この経緯を知った組合は、江戸川署に交渉を申し入れた。交渉当日は、Rさん、組合メンバー、東京安全センタースタッフ、そして奥さんが一緒に江戸川労基署へ出向いて、認定前に労災保険の補償期限を、断定的に言い切るなどの不適切さと、担当者の発言にRさんが深く傷つけられたことを訴えた。センターからは、業務上腰痛を一律に3か月で給付を打ち切りにする根拠など、どこにもないとの意見を述べた。

結局、担当者は「駅から歩いてこられるだから、腰は大丈夫だ」など、Rさんに対する心ない発言の非を認め謝罪した。

また本来のスタートラインであ

る業務上外の認定作業の遅れは、同乗者がいない配送先での発症が主なる要因とされていたが、災害発生日、痛みの発生直後にRさんが、奥さんに体調を伝える電話を入れている事実が判明し、これで災害発生の確認ができるようになった。

Rさんは、「入り口」である業務上外の認定を進めてほしいこと、そして、自分が未だに悩まされている腰の痛みとしびれを無視せず、主治医の診療報告を見ながら症状固定時期を検討するという本来の手順に戻ってほしいことを、あらためて江戸川監督署に要望した。

6月、Rさんの腰痛は2月以降の継続治療も含め、業務上と認定された。センターは、労働組合と連携し、今後もRさんを支援していく方針である。



（東京労働安全衛生センター）

歯科技工士の中皮腫認定

東京●石綿リボン等は必需品だった

Aさん（61歳）は歯科技工士として1979年から約26年間、都内のある歯科医院に勤務した。退職後は別の仕事をしてきたが、昨年2月、ほかの内臓疾患のため検査を受けたところ胸部の疾患が疑われたため、専門病院で胸腔鏡生検をした結果、胸膜中皮腫と診断された。そのころはまったく自覚症状はなかった。

Aさんは、歯科技工の仕事でアスベストの材料を使ってきたこと、勤務先の作業場は窓の開閉ができないわずか3畳ほどの室内で、換気状態も悪かったことを思い出した。

今後の治療や労災申請についてアスベストセンターに相談され、ご夫妻で患者と家族の集まりにも参加されるようになった。

昨年10月に労災申請し、歯科技工の作業とアスベスト曝露に関する自己意見書と関連文献を労基署に提出した。

Aさんの作業内容は、①歯の詰め物、かぶせ物、ブリッジ等の金属製品の製作、②新規の入れ歯の製作、③石膏による歯の模型の製作、④口腔内で咬合調整された製品の再研磨による仕上げ、⑤入れ歯の修理⑥機械、器具のメンテナンス、⑦作業場の清掃などだった。

金属製品を鋳造するとき、石綿リボンを素手でちぎって、鋳造リングの内側に貼り付ける。鋳造後は、それを水中に落として、リング内の鋳造体を取り出す。それを作業場の狭い流し場の洗い桶でやるので、いつも乾いた石綿や石膏の白い粉が付着し、ときどきエアガンで引き飛ばして掃除していた。

模型上で鋳造用の原型をワックス（蠟）で作るときは、噛み合わせをチェックするために刷毛にシッカロール（タルク）も塗布していた。また、金属をエアガスバーナーで溶かし、蠟着（金属同士を蠟で溶かしてつける）するときには、石綿ブロックのうえで作業した。

作業場は、石膏の粉や粉じんが埃っぽく、床やテーブルはザラザラした状態だった。とくに研磨作業をしたあとは、削りカスやゴミをエアガンで吹き飛ばし製品の出来具合を確認するため、まわりの粉じんを巻き上げるようになった。

近年まで歯科技工士の仕事

にはアスベストリボンが必需品であり（現在は代替品ができている）、タルクや石綿ブロックも使用していたことから、Aさんがアスベストに曝露したことは明らかだった。

本年5月、Aさんは労災認定を受けることができ、現在は療養に専念されている。

欧米では、1960年代から歯科

技工士の中皮腫が報告されており、わが国でも、2002年の中皮腫研究会でも歯科技工士の中皮腫が2例報告されているが、実際に労災認定された事例は、まだまだ少ないのではないかと考えられる。

今後、歯科技工士のアスベスト疾患が懸念される。

（東京労働安全衛生センター）

肺がん死亡、5年後に労災に 神奈川●決定的だった労組の役割

2001年1月22日、Sさんは、肺腺がんが体全体に転移して亡くなった。当初、主治医は職業性疾患ではないかと考えて、Sさんに尋ねたのが、本人は、「石綿を取り扱ったのはわずかな期間」と答えたそうである。治療開始からわずか1年でSさんは薬石効なく、亡くなった。

それから約半年後、Sさんの職場の同僚だった高橋成男さんが中皮腫と診断され、同年11月1日、「同僚や後輩たちに俺と同じ苦しみを味あわせたくない」と言い残し亡くなった。組合は、高橋さんの遺志を引き継ぎ、「中皮腫は、川崎工場でのアスベスト曝露による労働災害」であるとして認定闘争を進めた。一方で、会社の安全配慮義務違反を問いつつ、健康診断の実施と健康被害に対する企業補償を求める闘いを進めてきた。

この闘いの過程で組合は、Sさんのご遺族に「Sさんの肺腺がんもアスベスト曝露が原因の可能性が高いので労災申請してはどうか」と進言してきたが、その時点では、ご遺族は、「まだ主人が亡くなったばかりで、気持ちの整理が出来ない毎日が続いています」ということだった。

2005年7月、組合は、会社と「じん肺等の早期発見とアスベストによる健康被害への補償」について労使協定を締結した。折りしもアスベストによる健康被害の広がりが社会問題として、連日マスコミに大きく取り上げられるその時期、Sさんのご遺族から、「これだけ世間を騒がせているアスベストの被害であれば、やはり主人の肺がんは仕事でアスベストを使っていたからではないか」との疑問と相談が寄せられた。

組合は、Sさんが川崎工場で